

石川県なりわい再建支援補助金 事前着手



✓ 事前着手制度について、

- **能登3市3町**（珠洲市、輪島市、能登町、穴水町、七尾市、志賀町）

来年度以降も、当面の間、事前着手制度の適用を継続

- **能登3市3町以外の地域**

今年度末(令和8年3月31日)までの申請をもって、事前着手制度の適用を終了

※液状化被害が甚大な地域の事業者などについては、個別の状況をお伺いのうえ、事前着手での申請を特例的に認めるか個別案件ごとに判断いたします。

事前着手制度
なりわい再建支援補助金では、交付決定よりも前に着手した工事を特例的に補助対象と認める「事前着手制度」が措置されています。

✓ なりわい再建支援補助金は、複数回申請・分割申請が可能のため、既に終了した復旧工事（事前着手）は今年度内に申請し、今後実施する工事は来年度に追加申請することも可能です。

補助金申請に必要な書類（見積書、契約書、被災証明書等）の紛失などのリスク軽減のためにもお早めの申請をお願いします。金沢事業者支援センターをはじめ、申請書の作成サポートもぜひご利用ください。

R7						R8			
7	8	9	10	11	12	1	2	3	R8.4～
<p>全地域共通 事前着手制度での申請が可能 (～R8.3 = 能登半島地震発災から2年3か月)</p>									<p>能登3市3町 ⇒ 事前着手の適用継続</p>
									<p>その他地域 ⇒ R8.4以降は、<u>交付決定後に着手する工事のみ申請可能</u></p>

実施済みの工事分は R8.3までに申請